

あさひの環境

(令和5年度 報告書)



町の花

三重郡朝日町

1. 大気環境の保全

1-1 大気汚染の現況



(1) 概況

大気環境の保全において、大気汚染防止法第18条の44「地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。」とされており、このことに基づき大気汚染の測定を行っています。

令和5年度の測定場所は、朝日町役場屋上で行い、大気質環境は良好でありました。

(2) 大気汚染の測定結果

ア. 窒素酸化物（二酸化窒素）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン、または、それ以下であるため、調査地域における窒素酸化物に係る大気質環境は良好であるといえます。

▼表1-1 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	3年度	4年度	5年度
二酸化窒素 (NO ₂)	0.040)	朝日町役場屋上	最大	0.007	0.006	0.007
	0.060		平均	0.004	0.004	0.004
			最小	0.001	0.001	検出せず

イ. 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であるため調査地域における硫黄酸化物に係る大気質環境は良好であるといえます。

▼表1-2 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	3年度	4年度	5年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.040以下	朝日町役場屋上	最大	0.003	0.005	0.003
			平均	0.002	0.001	0.001
			最小	0.000	0.000	検出せず

ウ. 光化学オキシダント

環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であるため、調査地域における光化学オキシダントに係る大気環境は良好であるといえます。

▼表1-3 測定箇所における測定値(最大・平均・最小) (単位:ppm)

調査項目	基準値	調査地点	測定値区分	3年度	4年度	5年度
光化学 オキシダント (O _x)	0.060以下	朝日町役場屋上	最大	0.038	0.031	0.026
			平均	0.021	0.019	0.017
			最小	0.007	0.005	0.008

(3) 光化学スモッグ発令状況

令和5年度は、予報が2回発令されました。

▼表1-4 三重県が発令した桑名地域(朝日町対象区域)の状況 (単位:ppb)

令和5年度	発令月日	予報等	発令時刻	発令時の濃度		O _x 最高濃度		解除時刻
	7月26日	予報	13:00	13:00	133	14:00	133	15:00
7月27日	予報	13:00	13:00	105	14:00	131	16:00	

1-2 大気環境保全対策

令和5年度は、大気を著しく汚染する事故等は発生していません。

しかし、枯れ草等の屋外焼却に伴う苦情が寄せられており、現場での指導及び回覧にて啓発活動を行いました。

2. 騒音・振動の防止

2-1 騒音・振動の現況



(1) 概況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準として示されています。

また、騒音規制法第21条の2、振動規制法第19条において「市町村長は、指定地域について、騒音・振動の大きさを測定するものとする。」となっており、このことに基づき騒音・振動の測定を行っています。

(2) 環境騒音（一般地域）の測定結果

測定時期は、1年のうちで最も大気が安定する時期に24時間測定することとなっており、毎年秋頃に行っています。今年度は令和5年11月2日～3日に測定を行いました。

測定場所は、町内の用途地域に応じて測定しておりますが、住宅が付近にあり測定が容易な場所を選定しています。

令和5年度の測定箇所は、白梅西うらら公園を町民スポーツ施設駐車場へ、縄生新起子ども広場を苗代神社駐車場に変更しました。環境騒音の状況につきましては概ね良好であるといえます。

▼表2-1 一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の結果

測定場所	測定結果 等価騒音レベル(Laeq)(※1)					
	類型	区分	基準値	3年度	4年度	5年度
町民スポーツ施設駐車場 (第一種住居地域)	A	昼	55dB以下	49	50	45
		夜	45dB以下	41	47	44
小向保健福祉センター駐車場 (第一種住居地域)	B	昼	55dB以下	44	47	48
		夜	45dB以下	38	44	44
埋縄公民館駐車場 (第一種住居地域)	B	昼	55dB以下	51	47	48
		夜	45dB以下	49	46	48
苗代神社駐車場 (第一種低層住居専用地域)	B	昼	55dB以下	47	48	49
		夜	45dB以下	42	46	42

地域の類型指定	当該地域	基準値	
		昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第一、第二種低層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一、第二種中高層住居専用地域		
C	第一、第二種住居地域、準住居地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域		

(※1) 等価騒音レベル

変動する騒音レベルを平均値として表したものの、あらゆる種類の騒音の総量を正確に反映させることができるため、騒音に関するデータ、基準値等の国際的な比較に使用されています。

(3) 道路交通振動の測定結果

測定時期は、環境騒音と同日に行い、測定場所は主要幹線道路付近の比較的住宅が密集している場所を選定しています。

環境基準は、「昼」で70dB以下、「夜」で65dB以下であるので、測定地域の道路交通振動の状況は概ね良好であるといえます。

▼表2-2 道路交通における振動の結果

測定場所	測定結果					
	振動レベル					
	区分	基準値	測定時刻	3年度	4年度	5年度
国道1号線 縄生地内 (準住居地域)	昼	70dB以下	13:00	44.0	41.0	46.7
			14:00	39.1	69.8	43.1
			15:00	39.1	62.8	51.3
			16:00	35.0	65.8	61.2
	夜	65dB以下	19:00	33.8	82.6	39.6
			20:00	45.8	41.0	46.5
			21:00	45.3	52.4	30.8
			22:00	33.0	36.2	14.2

※振動レベルは、MAX測定値の80%を表示しています。



(4) 特定建設作業の届出

特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、法律等に基づく届出が必要になります。

▼表2-3 騒音・振動に係る届出状況

作業の種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	
騒音	くい打機を使用	0	1	0	0	0	0
	びょう打機を使用	0	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用	3	0	2	0	0	0
	空気圧縮機を使用	0	0	0	1	0	0
	コンクリートプラント等	0	0	0	0	0	0
	バックホウを使用	2	1	1	0	2	0
	トラクターショベルを使用	0	0	0	0	0	0
	ブルドーザーを使用	0	0	0	0	0	0
計	5	2	3	1	2	0	
振動	くい打機を使用	0	1	0	0	0	0
	鋼球を使用	0	0	0	0	0	0
	舗装版破壊機を使用	0	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用	4	1	2	1	0	0
	計	4	2	2	1	0	0

※「法律による届け出は市街化区域(工業専用地域除く)」「条例による届け出は市街化調整区域」

3. 水環境の保全

3-1 水質調査の現況



(1) 概況

水質汚濁に係る環境基準は環境基本法第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として示されています。

このことに基づき、町内の用水路において、環境保全の監視と未然防止を図るために水質調査を行っています。

(2) 用水路の水質調査結果

用水路の水質分析調査の結果は良好であるといえます。

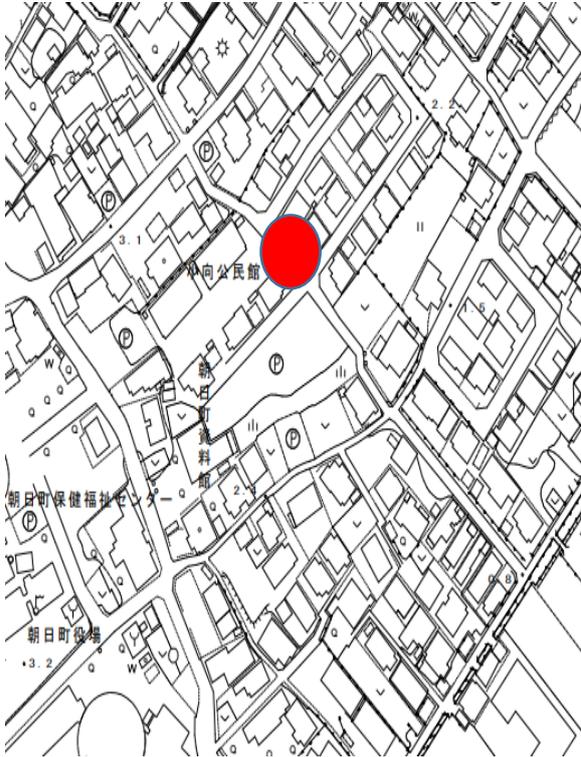


▼表3-1 令和5年度における用水路の水質分析調査結果

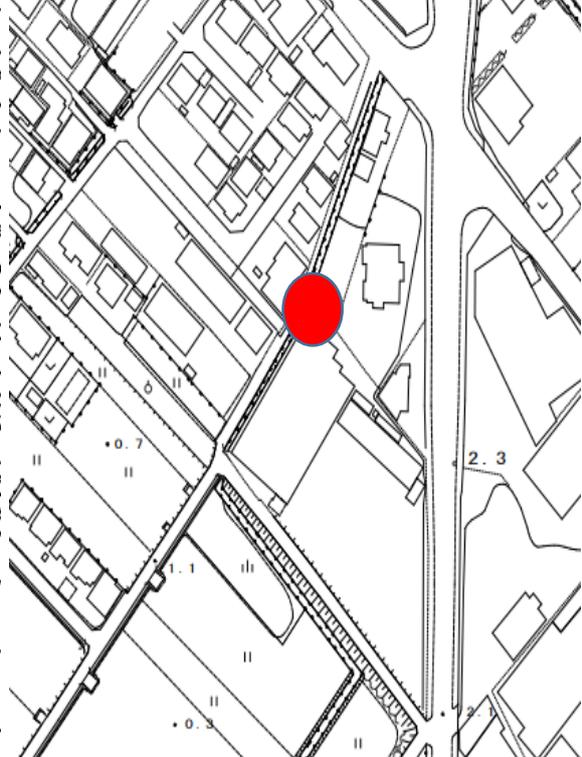
項目	単位	小向用水①	小向用水②	縄生用水	柿用水	人の健康の 保護に関する 環境基準
調査時刻	—	10:08	10:18	10:32	10:50	
水温	℃	25.0	25.0	25.0	25.0	
水素イオン濃度(pH)	—	7.7	7.4	8.3	7.8	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	0.5	2.7	0.9	0.7	
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	1.4	7.0	2.4	2.6	
浮遊物質(SS)	mg/l	検出せず	3.2	3.0	2.0	
溶存酸素量(DO)	mg/l	7.1	2.4	10.0	8.8	
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
カドミウム	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下
鉛	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
全シアン	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
六価クロム	mg/l	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下
砒素	mg/l	検出せず	0.005	0.001	検出せず	0.01以下

水質調査採水箇所図

小向用水①



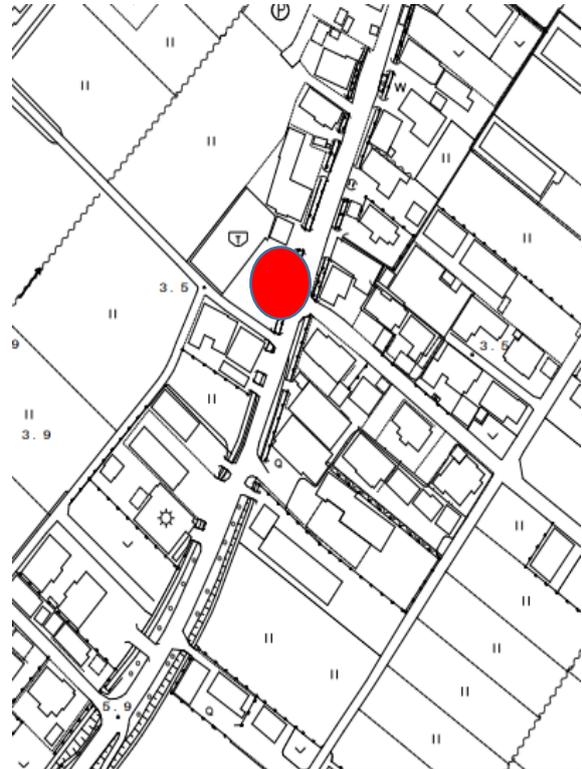
小向用水②



繩生用水



柿用水



4. ごみの状況



4-1 ごみの収集、処理の状況

▼表4-1 朝日町におけるごみ収集処理量

項目	種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集ごみ	一般ごみ	1,329,350kg	1,401,600kg	1,288,810kg
	再生ごみ	183,263kg	178,350kg	156,270kg
	埋立ごみ	338,191kg	324,430kg	305,830kg
	粗大ごみ	146,910kg	122,320kg	115,550kg
	計	1,997,714kg	2,026,700kg	1,866,460kg
持込ごみ (個人)	一般ごみ	960kg	470kg	290kg
	再生ごみ	1,180kg	390kg	510kg
	埋立ごみ	1,210kg	1,700kg	430kg
	粗大ごみ	24,980kg	16,590kg	17,780kg
	計	28,330kg	19,150kg	19,010kg
持込ごみ (事業系)	一般ごみ	106,550kg	102,150kg	107,810kg
	再生ごみ	2,740kg	1,660kg	850kg
	埋立ごみ	1,690kg	2,110kg	1,550kg
	粗大ごみ	5,050kg	9,720kg	3,460kg
	計	116,030kg	115,640kg	113,670kg
合計		2,142,074kg	2,161,490kg	1,999,140kg
年度末総人口		11,067人	11,099人	11,037人
一人当たり日平均排出量		530g	534g	496g



4-2 リサイクルの状況

▼表4-2 公共施設における古紙リサイクル量

施設	品目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
朝日町役場	シュレッダー	2,640kg	1,950kg	2,470kg
	雑紙	11,150kg	8,830kg	7,990kg
朝日中学校	シュレッダー	1,000kg	890kg	850kg
	雑紙	1,180kg	1,090kg	1,170kg
	段ボール	230kg	410kg	440kg
朝日小学校	シュレッダー	340kg	180kg	1,350kg
	雑紙	60kg	0	795kg
	段ボール	0	0	435kg
計		16,600kg	13,350kg	15,500kg

※朝日町役場の雑紙は福田三商、それ以外の品目は大誠商事へ搬入しています。

5. 温室効果ガスの排出削減



5-1 町の取り組み

温室効果ガス排出量の削減については、第2次朝日町地球温暖化対策実行計画（R1～R5）に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化など、環境負荷の低減に取り組んでいます。

地球温暖化対策実行計画では平成29年度を基準年度（排出量=1,114t-CO₂）として、令和12年度に基準年度対比で26%の削減目標を掲げています。

▼表5-1 二酸化炭素排出量 (単位：t-CO₂)

使用燃料	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガソリン	14.683976	15.334295	15.459993
軽油	0.618607	0.614143	0.709629
灯油	0.521182	0.642420	0.665975
LPガス	0.078030	0.041310	0.041310
都市ガス	86.762610	83.928280	79.606540
電気	944.830614	1,042.525467	995.806039
計	1,047.495019	1,143.085915	1,092.289486

※二酸化炭素排出量=使用燃料×排出係数

二酸化炭素排出係数（中部電力ミライズ）

ガソリン	軽油	灯油	LPガス	都市ガス	電気(R3)	電気(R4)	電気(R5)
0.002320	0.002580	0.002490	0.002700	0.002230	0.000406	0.000449	0.000433

5-2 省エネの取り組み

温室効果ガスの排出削減は節電や省エネルギーが不可欠であるため、夏場は事務所内への直射日光を和らげる植生（グリーンカーテン）を施し室温の上昇を抑えるとともに、クールビズ（軽装）による勤務形態を取り入れ、空調の適正な温度設定に心掛けています。

5-3 エコ通勤

温室効果ガス二酸化炭素排出量の削減に向け、企業と連携してエコ通勤活動を年2回実施しています。令和5年度の二酸化炭素排出量の削減量は全体（企業含む）で52t-CO₂が削減されました。



▼表5-3 役場が実施した活動実績

朝日町役場	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	人数	削減距離	削減CO ₂	人数	削減距離	削減CO ₂	人数	削減距離	削減CO ₂
5月	43人	2,295.40km	398.93kg	37人	2,291.80km	354.33kg	41人	3,411.20km	522.62kg
10月	12人	2,406.80km	408.91kg	33人	4,872.50km	886.73kg	40人	3,297.30km	486.76kg
計	55人	4,702.20km	807.84kg	70人	7,164.30km	1,241.06kg	81人	6,708.50km	1,009.38kg

6. 公害等苦情処理

6-1 公害等苦情処理の現状

いずれも関係機関等と連携し早急に対応しました。

▼表6-1 公害等苦情処取扱い状況

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
除草、樹木等の伐採	14	17	20
不法投棄、ルール違反	6	4	3
悪臭(屋外焼却)	4	4	3
騒音	7	1	3
汚水流出	1	2	5
建設工事	0	1	0
野鳥糞害	0	0	2
計	32	29	36

6-2 公害防止協定の締結

三重県環境基本条例第5条第5項では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境保全に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定しております。

これまで5事業所（カネソウ(株)、(株)JERA、(株)東芝三重工場、(株)菅生商店、キオクシア(株)四日市工場）と協定を締結しています。

今後も新規事業所等の進出の際には協定を締結するよう進めます。

令和6年6月
防災環境課
電話：059-377-5610
FAX：059-377-5661
E-mail：bousai@town.asahi.mie.jp